

《ジュニアNISAご留意事項》

- ①購入・解約等の取引は、運用管理者の方が行ってください。当行では、未成年の口座開設者さまは、法定代理人の同意を得ていても、取引できません。
- ②制度上、ジュニアNISA口座の未成年の口座開設者さまが15歳に達した以後、口座開設者本人さまにも、ジュニアNISA口座に係る「取引残高報告書」をお送りすることが必要とされております。当行では、口座開設者さまのご年齢にかかわらず、口座開設者本人さまにも、ジュニアNISA口座に係る「取引残高報告書」をお送りしています。
- また、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までは払出し制限がありますが、払出し制限が解除された後、未成年の口座開設者さまにお送りする「取引残高報告書」に、払出し制限が解除されたことを記載し、払出し制限の解除をご案内します。
- ③ジュニアNISA口座利用中のお客さまが途中で20歳に達した場合、20歳に達した日以後は、本人さまにお取引いただくことになりますので、ご本人さま自身の「ヒアリングシート」、「顧客カード」の提出、およびご本人さま確認資料の提示をお願いいたします。顔写真つきのご本人さま確認資料をお持ちでない場合は、手続きに日数を要し、それまでお取引ができないことがありますので、20歳になられましたら、あらかじめお手続きをお願いいたします。
- また、ご提出いただきました「ヒアリングシート」の内容により、ご投資いただけない商品や、ご投資できる商品を制限させていただくことがあります。
- 当行では、20歳になられた日以後は、未成年のときに法定代理人さまが指定された運用管理者さまを成年後の任意代理人としてご指定することはできません。
- ④未成年の口座開設者本人さまが20歳になられた以後(その年1月1日において20歳である年に限ります。)、自動的に成人NISA口座が開設されます。
- ⑤海外留学や転勤などにより居住者等でなくなる場合、出国に関するお手続きをしていただく必要があります。口座開設者さまがその年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までの出国であれば、ジュニアNISA口座内の株式投資信託は、すべて課税未成年者口座(特定口座)に移管する必要があります。一方、3月31日において18歳である年の1月1日以後の出国の場合はジュニアNISA口座は廃止されます。
- ⑥住所・氏名等に変更が生じた場合は、すみやかに当行へお届けをお願いいたします。
- ⑦非課税期間終了時にはロールオーバー(翌年分の非課税管理勘定への移管)について、年間の非課税投資額上限(80万円)を超過している場合であっても、移管日の時価で全額移管可能です。
- ⑧非課税期間終了時に、ロールオーバー(翌年分の非課税管理勘定への移管)や課税口座への移管を希望される場合は、当行が定める日までに、当行所定の「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」にてお申出ください。ロールオーバーは、非課税期間終了年の最終営業日の時価で翌年の非課税管理勘定の非課税枠を使用します。
- 当行所定の書面でのお申出や期限までのお申出がなかった場合は、法令等の定めにより、非課税期間終了年の最終営業日の時価により課税口座【特定口座をお持ちの場合は特定口座、特定口座をお持ちでない場合は一般口座(ジュニアNISAの場合は、課税未成年者口座(特定口座))】に自動移管されます。移管後に生じた譲渡益、分配金は課税の対象となります。
- なお、制度上は、移管依頼書等のご提出により、一般口座へ移管が可能ですが、当行はジュニアNISA以外は、未成年者さまの投資信託口座開設をお取扱いしていませんので、一般口座への移管はお取扱いできません。
- ⑨非課税期間終了時に、申込日・約定日・受渡日が年末年始に跨ぎとなる購入・解約は、お客さまの意図通りの取引とはならないことがあります。課税扱いでの取引となる場合や、解約口数が少なくなる場合や、解約が不成立となる場合などがあります。
- ⑩税制改正等により、今後制度が見直されることがあります。

資産運用を身近に!

安心してご利用いただけるようサポートいたします。



NISA口座 お手続きガイド

NISA口座開設

お手続きガイド

「NISA」とは、毎年120万円までの株式投資信託等から発生する分配金や譲渡益が最長5年間非課税となる制度です。
「NISA」または「つみたてNISA」いずれかのご選択となります。



NISAのポイント

POINT 1

日本国内にお住まいの満20歳以上の方が対象

※非課税を受けようとする年の1月1日現在

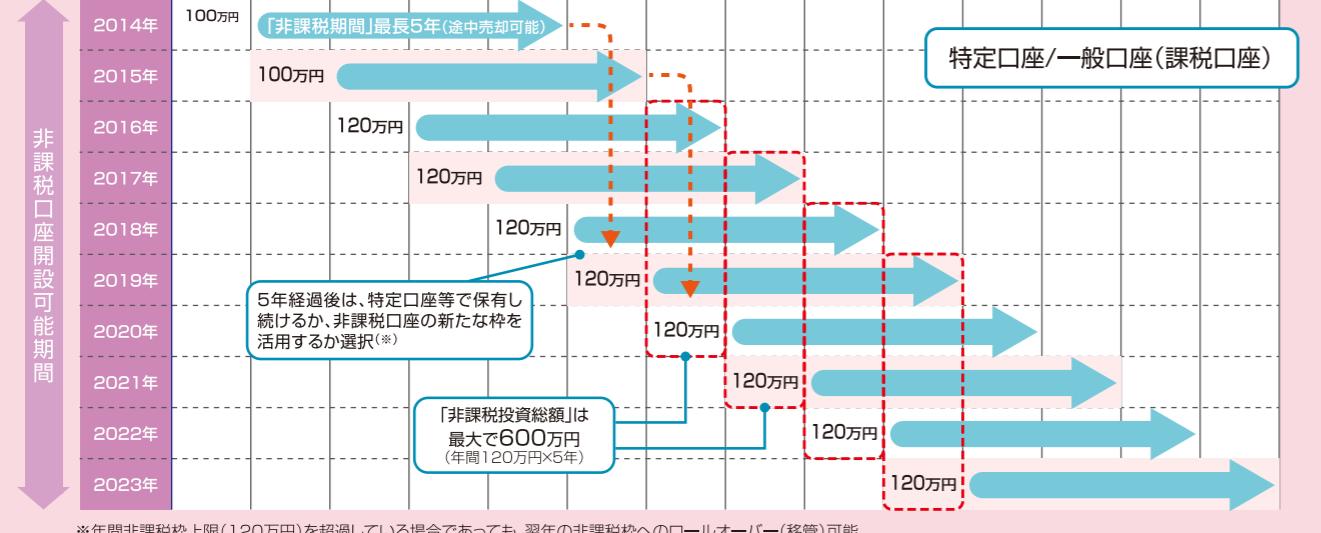
POINT 2

毎年、新規投資額で120万円までの非課税投資枠

未使用枠は翌年以降継続できません。

POINT 3

最長5年間の非課税期間



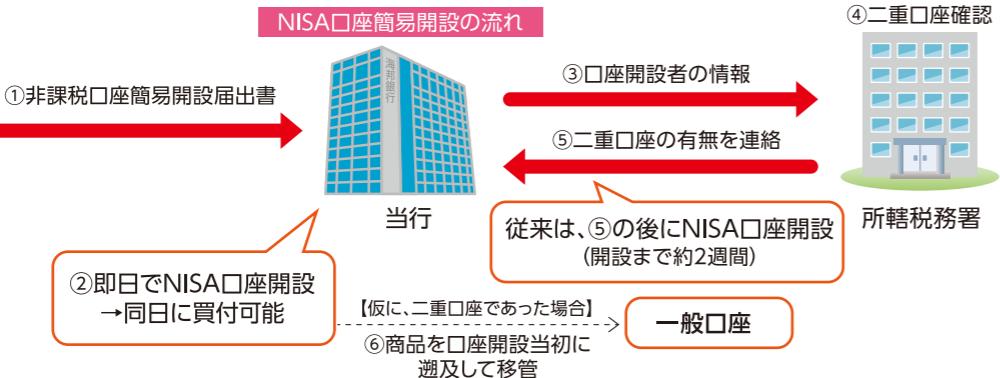
2019年1月から
NISA口座の簡易開設が
始まりました。

NISA口座簡易開設のご案内

従来、NISA講座を開設する場合、開設手続きを行っても、実際にNISA口座が開設され、投資信託を購入するまで2週間程度の日数が必要でした。しかし、今回新設された「NISA口座簡易開設」を利用することで、NISA口座の開設手続きを行うと即時にNISA口座が開設され、投資信託の買付けが可能になります。



お客様



《NISA口座開設等に関するご留意事項》

NISAの新規口座開設のお申込みまたはNISA第2期非課税管理勘定設定のお申込みをされるお客さまは、ご確認ください。

- ① NISA口座の開設には、個人番号の届出および本人確認資料が必要です。
- ② NISA新規口座開設のお申込みまたはNISA第2期非課税管理勘定設定のお申込み後、当行より税務署に対し、申請手続きを行わせていただきます。その後、税務署での審査・非課税適用確認書の交付を受けてからNISA新規口座開設またはNISA第2期非課税管理勘定の設定をさせていただきます。NISA口座でのご購入、定期定額契約(積立投信)申込みは、NISA新規口座開設後またはNISA第2期非課税管理勘定設定後より可能となります。

- ③ NISA新規口座開設のお申込みには、NISA口座の即時開設と同時に買付けできるNISA口座簡易開設制度も取扱いします。(2019年1月制度開始および受付開始)「非課税口座簡易開設届出書」受付後、税務署に対して届出を行いますので、後日、税務署の審査において、二重口座等により簡易口座開設が否認される場合があります。この場合、本口座は開設時からNISA口座に該当しないとされ、すでにこのNISA口座で非課税扱いで購入(「一般NISA」「つみたてNISA」の積立の契約による買付けを含む)した公募株式投資信託は当初から一般口座で買付されたものとして取扱われます。

よって、当該保有公募株式投資信託はNISA預りから課税預り(一般預り)に払出します。すでに非課税扱いとしてお受取いただいた解約代金や分配金等は課税されますので、後日、当行よりお客様へ遅延課税のお支払いをお願いさせていただきます。一般預りのご解約につきましては、お客様ご自身で確定申告が必要となります。

また、すでにこのNISA口座で非課税扱いで購入した公募株式投資信託を、NISA預りから課税預り(一般預り)に払出させていただく際に、一般口座が必要となります。NISA口座を開設した投資信託口座が特定口座の場合は、別途、一般口座の開設手続きもお願いします。「一般NISA」「つみたてNISA」の定期定額契約(積立投信)をお申込み済みの場合は、契約変更または契約廃止の手続きもお願いします。

NISA口座簡易開設制度のご利用にあたりましては、他金融機関でNISA口座を利用してないことを十分ご確認の上、お申込みください。

- ④ NISA口座は、同一年においては、すべての金融機関を通じて、一人さま1口座に限り開設することができます。複数の金融機関に重複してお申込みすることはできません。

NISA口座を利用する金融機関を一年単位で変更することができます。この場合、複数の金融機関にNISA口座が存在することになりますが、各年におけるNISA口座での購入や定期定額契約(積立投信)は1つのNISA口座でしか行うことができません。

また、その年に、既に当行で非課税枠を利用した公募株式投資信託の購入を行っていた場合(その年の非課税枠を利用した再投資および定期定額契約(積立投信)の購入を含みます)、当行で取扱いしていない金融商品の購入を希望されても、同一年内に他の金融機関にNISA口座を変更することはできません。

また、一般NISAとつみたてNISAは同一年に両方利用することはできません。どちらか一方の選択制となります。また、変更を行う場合は、原則として暦年単位となります。

- ⑤ 当行が取扱いできる金融商品は公募株式投資信託のみです。当行では、上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)などは取り扱っていません。

⑥ 他の口座で保有している公募株式投資信託のNISA口座への移管やNISA口座で保有している公募株式投資信託の他金融機関への移管はできません。

⑦ NISAの配当所得および譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となります。その損失は税務上ないものとされます。NISA口座と他の口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。

⑧ 元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座によるメリットを享受できません。

⑨ NISA口座で解約された場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。

⑩ NISA口座から払い出された公募株式投資信託の取得価額は、払出日の時価となります。

⑪ 海外転勤などにより居住者等でなくなった場合、NISA口座は出国届出または廃止のお手続きをしていただく必要があります。

⑫ 当行におきまして、特定口座をお持ちのお客さまは、原則特定口座を開設している投資信託口座にNISA口座を開設させていただきます。

⑬ 住所・氏名等に変更が生じた場合は、すみやかに当行へお届けをお願いいたします。

⑭ 税制改正等により、今後制度が見直されることがあります。

《一般NISA特有のご留意事項》

① 1年間の非課税投資額の上限は120万円(購入時手数料等を除く)です。

② 非課税期間終了時にはロールオーバー(翌年分の非課税管理勘定への移管)について、年間の非課税投資額上限(120万円)を超えていている場合であっても、移管日の時価で全額移管可能です。

③ 非課税期間終了時に、ロールオーバー(翌年分の非課税管理勘定への移管)や課税口座への移管を希望される場合は、当行が定める日までに、当行所定の「非課税口座内上場株式等移管依頼書」にてお申出ください。ロールオーバーは、非課税期間終了年の最終営業日の時価で翌年の非課税管理勘定の非課税枠を使用します。

当行所定の書面でのお申出や期限までのお申出がなかった場合は、法令等の定めにより、非課税期間終了年の最終営業日の時価により課税口座(特定口座をお持ちの場合は特定口座、特定口座をお持ちでない場合は一般口座)に自動移管されます。移管後に生じた譲渡益、分配金は課税の対象となります。

なお、特定口座をお持ちのお客さまが、一般口座へ移管を希望される場合は、別途、移管依頼書等のご提出が必要となります。

④ 非課税期間終了時に、申込日・約定日・受渡日が年末年始に年跨ぎとなる購入・解約は、お客様の意図通りの取引とはならないことがあります。課税扱いでの取引となる場合や、解約口数が少なくなる場合や、解約が不成立となる場合などがあります。

《NISA口座の簡易開設についてのご留意事項》

以下に該当するお客さまは「非課税口座簡易開設届出書」を提出することはできませんのでご注意ください。

① 当行または他の金融機関にNISA口座を開設しているお客さま

② 当行または他の金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」を提出しているお客さま

これらのお客さまがNISA口座簡易開設を行った場合、NISA口座簡易開設ができないことが判明した時点で、法令等に基づきお客さまが開設された非課税口座はその開設の時に遡り、一般口座であったものとして取扱います。

※NISA口座簡易開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いします。※当資料の記載内容は、平成31年度税制改正の内容を反映したものです、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正などにより、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。

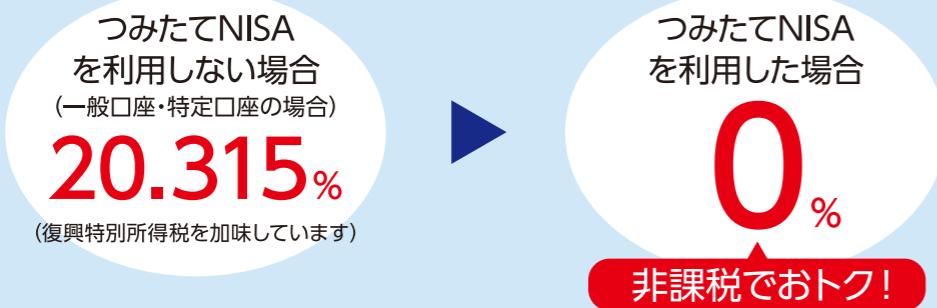
※当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。※具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

つみたてNISA口座開設

お手続きガイド

「つみたてNISA」とは、少額からの長期積立・分散投資を目的とした制度で、毎年40万円までの株式投資信託等から発生する分配金や譲渡益が最長20年間非課税となる制度です。
「NISA」または「つみたてNISA」いずれかのご選択となります。

投資信託の分配金や譲渡益の税率



つみたてNISAのポイント

POINT 1

日本国内にお住まいの
満20歳以上の方が対象

※非課税を受けようとする年の1月1日現在

POINT 2

毎年、積立投資額で
40万円までの非課税投資枠

未使用枠は翌年以降繰越できません。

POINT 3

最長20年間の
非課税期間

POINT 4

長期の積立・分散投資に
適した投資信託が対象

かいぎんの「つみたてNISA」向けファンドラインアップ

| | | | | | | |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 投信会社 アセットマネジメント One | たわらノーロード 日経225 | たわらノーロード TOPIX | たわらノーロード 先進国株式 | たわらノーロード 先進国株式 <為替ヘッジあり> | たわらノーロード 新興国株式 | たわらノーロード バランス (8資産均等型) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|-------------------|------------------------------|

《NISA口座開設等に関するご留意事項》

- NISAの新規口座開設のお申込みまたはNISA第2期非課税管理勘定設定のお申込みをされるお客さまは、ご確認ください。
- ①NISA口座の開設には、個人番号の届出および本人確認資料が必要です。
 - ②NISA新規口座開設のお申込みまたはNISA第2期非課税管理勘定設定のお申込み後、当行より税務署に対し、申請手続きを行わせていただきます。その後、税務署での審査・非課税適用確認書の交付を受けてからNISA新規口座開設またはNISA第2期非課税管理勘定設定を行います。NISA口座でのご購入、定期定額契約(積立投信)申込みは、NISA新規口座開設後またはNISA第2期非課税管理勘定設定後より可能となります。
 - ③NISA新規口座開設のお申込みには、NISA口座の即時開設と同時に買付けできるNISA口座簡易開設制度も取扱いします。(2019年1月制度開始および受付開始)「非課税口座簡易開設届出書」受付後、税務署に対して届出を行いますので、後日、税務署の審査において、二重口座等により簡易口座開設が否認される場合があります。この場合、本口座は開設時からNISA口座に該当しないとされ、すでにこのNISA口座で非課税扱いで購入(「一般NISA」「つみたてNISA」の積立の契約による買付けを含む)した公募株式投資信託は当初から一般口座で買付されたものとして取扱われます。
 - よって、当該保有公募株式投資信託はNISA預りから課税預り(一般預り)に払出します。すでに非課税扱いとしてお受けいただいた解約代金や分配金等は課税されますので、後日、当行よりお客さまへ遡及課税のお支払いをお願いさせていただきます。一般預りのご解約につきましては、お客さまご自身で確定申告が必要となります。
 - また、すでにこのNISA口座で非課税扱いで購入した公募株式投資信託を、NISA預りから課税預り(一般預り)に払出させていただく際に、一般口座が必要となります。NISA口座を開設した投資信託口座が特定口座の場合は、別途、一般口座の開設手続きもお願いします。「一般NISA」「つみたてNISA」の定期定額契約(積立投信)をお申込み済みの場合は、契約変更または契約廃止の手続きもお願いします。
 - NISA口座簡易開設制度のご利用にあたりましては、他金融機関でNISA口座を利用していないことを十分ご確認の上、お申込みください。
 - ④NISA口座は、同一年においては、すべての金融機関を通じて、お一人さま1口座に限り開設することができます。複数の金融機関に重複してお申込みすることはできません。
 - NISA口座を利用する金融機関を一年単位で変更することができます。この場合、複数の金融機関にNISA口座が存在することになりますが、各年におけるNISA口座での購入や定期定額契約(積立投信)は1つのNISA口座でしか行うことができません。
 - また、その年に、既に当行で非課税枠を利用した公募株式投資信託の購入を行っていた場合(その年の非課税枠を利用した再投資および定期定額契約(積立投信)の購入を含みます)、当行で取扱っていない金融商品の購入を希望されても、同一年内に他の金融機関にNISA口座を変更することはできません。
 - また、一般NISAとつみたてNISAは同一年に両方利用することはできません。どちらか一方の選択制となります。また、変更を行う場合は、原則として暦年単位となります。
 - ⑤当行が取扱いできる金融商品は公募株式投資信託のみです。当行では、上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)などは取り扱っていません。
 - ⑥他の口座で保有している公募株式投資信託のNISA口座への移管やNISA口座で保有している公募株式投資信託の他金融機関への移管はできません。
 - ⑦NISAの配当所得および譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となります。その損失は税務上ないものとされます。NISA口座と他の口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
 - ⑧元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座によるメリットを享受できません。
 - ⑨NISA口座で解約された場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
 - ⑩NISA口座から払い出された公募株式投資信託の取得価額は、払出手の時価となります。
 - ⑪海外転勤などにより居住者等でなくなった場合、NISA口座は出国届出または廃止のお手続きをしていただく必要があります。
 - ⑫当行におきまして、特定口座をお持ちのお客さまは、原則特定口座を開設している投資信託口座にNISA口座を開設させていただきます。
 - ⑬住所・氏名等に変更が生じた場合は、すみやかに当行へお届けをお願いいたします。
 - ⑭税制改正等により、今後制度が見直されることがあります。

《つみたてNISA特有のご留意事項》

- ①つみたてNISAは定期定額契約(積立投信)の締結に基づき定期かつ継続的な方法によりつみたてNISA対象商品の買付けを行う必要があります。非課税投資額の上限は40万円(購入時手数料等を除く)です。このため、1回あたりの買付金額は、原則として40万円を年間の買付回数で割った金額(毎月購入の場合は、40万円÷12=33,333円)までとなります。当行取扱いは1千円単位でのご利用となります。
- ②つみたてNISAの対象商品は、制度に合致する一定の商品性を有するファンドのみとなります。定期定額契約(積立投信)のお申込みは、当行で取扱っているつみたてNISA対象ファンドの中からご選択していただけます。
- ③つみたてNISAの非課税期間は20年です。
- ④過去の年分の一般NISAの非課税管理勘定や特定預りまたは一般預りで保有する商品の分配金再投資により取得する公募株式投資信託をつみたてNISAの累積投資勘定に受け入れることはできないため、特定預りまたは一般預りとして再投資されます。
- ⑤つみたてNISAは非課税期間終了時にはロールオーバー(翌年分の累積投資勘定への移管)はできません。
- ⑥つみたてNISAに係る積立契約(累積投資契約)により買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を年1回通知します。
- ⑦基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)において、つみたてNISA口座開設者さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。
- ⑧上記のお名前・ご住所を確認期間(上記基準経過日から1年を経過する日までの間)内に確認できない場合は、累積投資勘定へ公募株式投資信託の受け入れ(非課税での買付)ができなくなりますので、ご注意ください。

《NISA口座の簡易開設についてのご留意事項》

- 以下に該当するお客さまは「非課税口座簡易開設届出書」を提出することはできませんのでご注意ください。
- ①当行または他の金融機関にNISA口座を開設しているお客さま
 - ②当行または他の金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」を提出しているお客さま
- これらのお客さまがNISA口座簡易開設を行った場合、NISA口座簡易開設ができないことが判明した時点で、法令等に基づきお客さまが開設された非課税口座はその開設の時に遡り、一般口座であったものとして取扱います。
- ※NISA口座簡易開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いします。※当資料の記載内容は、平成31年度税制改正の内容を反映したのですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正などにより、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。※当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。※具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

ジュニアNISA口座開設

お手続きガイド

ジュニアNISAとは、未成年者少額投資非課税制度の愛称で、
お子様、お孫様の将来の資産形成に活用できる制度です！

「ジュニアNISA」の概要

- 日本に住む未成年者(0~19歳)が対象
- 資産運用は原則、親権者等が行います
- ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じて、おひとりさま1口座
- 18歳以降に口座内の資金の引出しが可能になります
- ジュニアNISAで購入した上場株式・公募株式投信等の売却益・配当金・分配金等が非課税に
- ジュニアNISA非課税枠は年間80万円まで非課税期間は5年間(買付の年を含む)



※1 引出し制限の期間内に資金を引出した場合、また出金日の前営業日までに所定の書類を提出せずに出国した場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、それまでに非課税で受け取った売却益や配当金等、ジュニアNISA預りの含み益に対して課税されます。

※2 災害等やむを得ない場合には、非課税での引出しが可能ですが(過去の売却益や配当金等、ジュニアNISA預りの含み益への課税はされません)。ただし、その場合も、ジュニアNISA口座は廃止されます。

※3 3月31日時点でも18歳である年の1月1日以後は、引出しに課税されません。

《ジュニアNISAご留意事項》

- ① ジュニアNISA口座の開設には、未成年の口座開設者さまの個人番号の届出および本人確認資料(顔写真つきの資料の場合は1つ、顔写真つきの資料をお持ちでない場合は2つ以上)、口座開設者さまの法定代理人(親権者等)さまの本人確認資料(顔写真つきの資料の場合は1つ、顔写真つきの資料をお持ちでない場合は2つ以上)、運用管理者さまの本人確認資料1つの提示等が必要です。また、口座開設者さまと親権者さまのご関係が確認できる戸籍謄本等の提示が必要となることがあります。
- ② ジュニアNISA口座開設のお申込み後、当行より税務署に対し、申請手続きを行わせていただきます。その後、税務署での審査・非課税適用確認書の交付を受けてからジュニアNISA口座を開設させていただきます。ジュニアNISA口座でのご購入、定期定額契約(積立投信)申込みは、ジュニアNISA口座開設後より可能となります。
- ③ ジュニアNISAの口座開設は、2019年1月制度開始および受付開始のNISA口座簡易開設制度による開設はできません。
- ④ ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じて、お一人さま1口座に限り開設することができます。複数の金融機関に重複してお申込みすることはできません。
- ⑤ ジュニアNISAでは、20歳以上の方が利用できるNISA(以下「成人NISA」といいます。)とは異なり、ジュニアNISA口座を開設する金融機関を変更することができません。(非課税口座廃止通知書のご提出による再開設は可能です。)
- ⑥ 1年間の非課税投資額の上限は80万円(購入手数料等を除く)です。
- ⑦ 当行が取扱いできる金融商品は公募株式投資信託のみです。当行では、上場株式、上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)などは取り扱っていません。
- ⑧ 他の口座および課税未成年者口座(特定口座)で保有している公募株式投資信託のジュニアNISA口座への移管やジュニアNISA口座で保有している公募株式投資信託の他金融機関への移管はできません。
- ⑨ ジュニアNISAの配当所得および譲渡所得等は収益の額にかかわらず全額非課税となります。その損失は税務上ないものとされます。ジュニアNISA口座と他の口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。なお、ジュニアNISAの課税未成年者口座(特定口座)における損失については、損益通算ができます。
- ⑩ 元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、ジュニアNISA口座によるメリットを享受できません。
- ⑪ ジュニアNISA口座で解約された場合の非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。
- ⑫ ジュニアNISAの運用管理者になることができる方は、未成年の口座開設者さまの法定代理人(親権者等)の方、または法定代理人の方から明確な書面による委任を受けた口座開設者さまの二親等以内の方に限定されています。法定代理人さまが、「未成年者口座に係る運用管理者届出書」をご提出のうえ、運用管理者さまを、当行にお届けください。運用管理者さまは1名に限り指定できます。運用管理者さまには、ご印鑑届のお届けをお願いいたします。また、法定代理人さま以外の方が運用管理者となられる場合は、法定代理人さまと運用管理者さまの両名さまによる「未成年者に係る運用管理者届出書」をご提出ください。
- ⑬ また、法定代理人の方は、「運用管理者変更届出書」を当行に提出することによって、運用管理者の方を変更することができます。
- ⑭ ジュニアNISA口座開設のお申込みと同時に、課税未成年者口座(払出し制限付きの普通預金口座(以下、「制限付普通預金口座」と特定口座)をお作りいただくことが必要です。
- ⑮ ジュニアNISAは、成人NISAとは異なり、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までは払出し制限があります。制限付普通預金口座は、3月31日時点で18歳である年の前年の12月31日までは払出し制限があり、払出しができません。制限付普通預金口座に入金された分配金や譲渡代金については、上記日付を迎えるまでは、払出しができません。(ジュニアNISA口座開設お申込みと同時に開設した特定口座内の特定預りから発生する分配金や譲渡代金も払出し制限の対象となります。)
- ⑯ また、この制限付普通預金口座はキャッシュカードを発行することができません。
- ⑰ 万が一、制限付普通預金口座から払出される場合には、過去に非課税で受領した分配金や譲渡益については、非課税の取扱いがなかったものとみなされ、払出し時に課税されますので、十分にご留意ください。
- ⑱ (※災害等やむを得ない場合には、税務署の確認を受けた書面を提出することにより非課税での払出しが可能です。)
- ⑲ また、ジュニアNISA口座で1年に投資できる上限の80万円を超えて、制限付普通預金口座にご入金された場合も、払出しが制限されますので、ご留意ください。
- ⑳ ジュニアNISA口座内の資産は未成年の口座開設者さまに帰属することから、制限付普通預金からの払出しは口座開設者さま、または法定代理人(親権者等)さまに限り行うことができます。法定代理人さまが行う場合には、原則として口座開設者さまの同意が必要となります。口座開設者さまが年少等で同意が確認できない場合であっても、払出される資金が口座開設者さまのために使われることを確認させていただく場合があります。
- ㉑ 制限付普通預金からの払出した資金は、原則、口座開設者さま名義の普通預金口座への振替により行います。
- ㉒ ジュニアNISA口座内の資産は未成年の口座開設者本人さまに帰属することから、制限付普通預金(払出し制限解除後の払出しを含みます)からの払出し後の資金を、万一、口座開設者本人さま以外の方が消費された場合には、贈与税等の課税上の問題が生じますので、十分に留意してください。
- ㉓ ジュニアNISA口座内の資産は未成年の口座開設者さまに帰属することから、口座開設者さまの祖父母の方や法定代理人(親権者等)さまが資金を拠出される場合は、口座開設者さまに贈与済みの資金であることが必要です。口座開設者さまに帰属する資金以外の資金によりご投資が行われた場合には、口座開設者さまおよび資金を拠出された方の双方に所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性がありますので、十分に留意してください。
- ㉔ ジュニアNISAで購入等を行う場合、贈与済みの購入等の資金を制限付普通預金口座に入金していただき、そこから購入等の資金を引落しさせていただきます。
- ㉕ 制限付普通預金口座へのご入金は、当行における口座開設者さまの預金口座からの振替での入金に限ります。資金を拠出された方の口座から制限付普通預金口座へ直接振込むことはできません。
- ㉖ このため、未成年の口座開設者さまは、制限付普通預金口座とは別に、口座開設者さま名義の普通預金口座を保有または開設していただく必要があります。